

# 社会福祉法人 はるかぜ福祉会

## 定 款

### 第1章 総則

#### ( 目的 )

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう、また心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

行わない

(2) 第二種社会福祉事業

保育所の経営

一時預かり事業

#### ( 名称 )

第2条 この法人は、社会福祉法人はるかぜ福祉会という。

#### ( 経営の原則 )

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

( 事務所の所在地 )

第4条 この法人の事務所を、岩沼市押分字水先5番6に置く。

## 第2章 役員及び職員

( 役員の数 )

第5条 この法人には、次の役員を置く

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

( 役員を選任 )

第6条 理事及び監事は、評議員会の議決によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

( 役員資格 )

第7条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊な関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。  
また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があるも者であってはならない。

( 理事の職務及び権限 )

第8条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

( 監事の職務及び権限 )

第9条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、理事会並びに評議員会及び宮城県知事に報告するものとする。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があると認めるときは、理事会並びに評議員会に出席して意見を述べるものとする。

( 役員任期 )

第10条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4 理事長の任期は、理事として在任する期間とする。

( 役員解任 )

第11条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

( 役員の報酬等 )

第12条 理事及び監事に対して、評議員会において定める役員報酬規程に従った額を報酬として支給することができる。

( 職員 )

第13条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

( 責任の免除 )

第14条 理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

### 第3章 理事会

( 構成 )

第15条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

( 権限 )

第16条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選定及び解職

( 招集 )

第17条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

( 決議 )

第18条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

( 議事録 )

第19条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名押印する。

#### 第4章 評議員

( 評議員の定数 )

第20条 この法人に評議員7名を置く。

( 評議員の選任及び解任 )

第21条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員1名の合計4名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

( 評議員の資格 )

第22条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。

( 評議員の任期 )

第23条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

( 評議員の報酬等 )

第24条 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

2 各年度の総額が2,000,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第5章 評議員会

( 構成 )

第25条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置く。

3 議長は、その都度評議員の互選で定める。

( 権限 )

第26条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) 事業計画及び収支予算

(10) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）

(11) 解散

(12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第27条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第28条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第29条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第5条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。



4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第30条 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

（資産の区分）

第31条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 土地

①岩沼市押分字水先5番6所在の岩沼はるかぜ保育園敷地2,099.91平方メートル

②白石市東町三丁目1番1所在白石はるかぜ保育園敷地2,989.68平方メートル

(2) 建物

①岩沼市押分字水先5番地6所在の家屋番号5番6、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、岩沼はるかぜ保育園園舎786.22平方メートル

②多賀城市高橋四丁目1番地6所在の家屋番号1番6、鉄筋コンクリート造陸屋根2階建、多賀城はるかぜ保育園園舎970.60メートル

③白石市東町三丁目1番地1所在の家屋番号1番1、鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平屋建、白石はるかぜ保育園園舎813.38平方メートル

④仙台市宮城野区榴岡五丁目7番地1所在の家屋番号7番1、木造合金メッキ鋼板  
ぶき2階建、榴岡はるかぜ保育園園舎762.55平方メートル

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な  
手続をとらなければならない。

( 基本財産の処分 )

第32条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員  
会の承認を得て、宮城県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲  
げる場合には、宮城県知事の承認は必要としない。

1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付  
が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とす  
る当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ）に関する契約を結  
んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に  
限る。）

( 資産の管理 )

第33条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は  
確実な有価証券に換えて、保管する。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会  
の議決を経て株式に換えて保管することができる。

( 事業計画及び収支予算 )

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

( 事業報告及び決算 )

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支決算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類ほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

( 会計年度 )

第36条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

( 会計処理の基準 )

第37条 この法人の会計に関しては、法令及びこの定款び定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

( 臨機の措置 )

第38条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第7章 解散

( 解散 )

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

( 残余財産の帰属 )

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第41条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の承認を要する。

## 第8章 定款の変更

( 定款の変更 )

第42条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て宮城県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宮城県知事に届け出なければならない。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第43条 この法人の公告は、社会福祉法人はるかぜ福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 東海林 和博

理 事 東海林 美喜子

理 事 安達 清守

理 事 仁科 望

理 事 齋藤 利美

理 事 杉山 均

監 事 齋藤 壽久

監 事 門間 政美

2 この定款は、平成22年7月1日から施行する。

平成23年 4月 28日 変更

平成24年 8月 28日 変更

平成25年 6月 26日 変更

平成26年 6月 27日 変更

平成28年 3月 9日 変更

平成29年 4月 1日 全面改訂（宮城県知事認可日平成29年1月18日）

但し、第31条については、宮城県知事の認可日より適用する。

# 社会福祉法人はるかぜ福祉会定款施行細則

## 第1章 総 則

### ( 目的 )

第1条 この細則は、社会福祉法人はるかぜ福祉会（以下「法人」という。）定款第44条の規定により、法人の管理運営及び業務の執行について、必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 理事会

### ( 招集手続 )

第2条 理事長は、毎事業年度5月及び3月に理事会を招集しなければならない。

- 2 理事長は、必要と認めるときは、臨時に理事会を招集することができる。
- 3 理事長は、理事会を招集するときは、日時、場所及び会議に付すべき議案を、会日の7日前までに書面をもって各理事に通知しなければならない。
- 4 前項の書面には、提出議案書を添付しなければならない。

### ( 開会 )

第3条 理事長は、理事会招集日の開催時刻を迎えたとき、出席した理事の数を確認し、定款に定めた理事会の成立及び議決の定足数を充足したことを確認したのち、開会を宣するものとする。

### ( 関係者の出席 )

第4条 議長は必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、運営状況等必要事項について説明させることができる。

### ( 議事録 )

第5条 理事会議事録には、開催の日時、場所、出席した理事及び欠席した理事の氏名、理事現員、提出議案の標題、議案に対する発言要旨及び議決結果を記載し、提出議案書を添付しなければならない。

- 2 理事会議事録は、袋とじ等を行い、所定の場所に割印し、改ざん等ができないようにしなければならない。

### ( 欠席理事への議案書の送付 )

第6条 理事長は、理事会に欠席した理事に、理事会における審議の概要及び議決

結果を記載した書面を理事会終了後10日以内に送付しなければならない。

### 第3章 監事

( 監査報告書の作成 )

第7条 監事は、社会福祉法第40条及び法人定款第9条の規定により、その職務を行ったときは、監査の概要及び意見を付した監査報告書を作成し、署名捺印して監査終了後7日以内に理事長に提出し、理事会において報告しなければならない。

### 第4章 役員を選任

( 役員選任手続 )

第8条 選任された役員は、就任承諾書（実印を使用し、印鑑登録証明書を添付。）及び履歴書を理事長あてに提出しなければならない。

( 役員に欠員が生じた場合の選任手続 )

第9条 役員に欠員が生じた場合の新たな役員を選出については、前条の規定を準用する。

### 第5章 事務局

( 事務局の分掌事務及び職員の職務 )

第10条 法人に事務局を置き、分掌事務は次のとおりとする。

- (1) 職員の身分、給与及び福利厚生に関すること。
- (2) 理事会に関すること。
- (3) 諸規程に関すること。
- (4) 財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 登記事務に関すること。
- (6) 事業計画及び予算に関すること。
- (7) 事業報告及び決算に関すること。
- (8) 資金の計画、調達及び運用に関すること。
- (9) 定款第1条に規定する事業の推進に関すること。
- (10) その他理事長が必要と認めたこと。

2 事務局に次の職員を置き、その職務は事務決済規程で定めるものとする。



- (1) 事務局長  
事務局の事務を掌理する。
  - (2) 事務局長補佐  
事務局長を補佐する。
  - (3) 事務局員
- 3 前項の職員は、施設及びその他の事業に従事する職員が兼務することができる  
ただし、法人の職務によって、施設及びその他の事業に支障がある場合を除く。

## 第6章 事業執行

( 事務の専決 )

第11条 理事長及び施設長の専決することができる事務は、別表第1のとおりとする。

附 則

この細則は平成23年 4月28日から施行する。

平成28年 4月 1日 定款全面改訂に伴う一部変更

別表第 1

理事長専決事項	施設長専決事項
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 施設長の任免を除く職員の任免に関する事。</li> <li>2 職員の日常の労務管理，福利厚生に関する事。</li> <li>3 債務の免除・効力の変更のうち，当該処分が法人に有利であると認められるもの，その他止むを得ない特別な理由があると認められるもの。（ただし当該処分について，理事長個人が特別の利害関係を有する場合は，理事会において選任する他の理事が専決するものを除く）</li> <li>4 設備投資の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの。（ただし，当該契約について，理事長個人が特別の利害関係を有する場合は，理事会において選任する他の理事が専決するものを除く）</li> <li>5 建設工事請負や物品納入等の契約のうち，次のような軽微なもの。（ただし，当該契約について，理事長個人が特別の利害関係を有する場合は，理事会において選任する他の理事が専決するものを除く） <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 日常的に消費する給食材料，消耗品等の日々の購入（ただし500万円未満）</li> <li>(2) 施設整備の保守管理，物品の修理等（ただし500万円未満）</li> <li>(3) 緊急を有する物品の購入等（ただし500万円未満）</li> </ol> </li> <li>6 運用財産のうち，金額（評価額を含む）100万円未満のもの取得，処分，改良等のための支出，及び，担保の提供に関する事。（ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く）</li> <li>7 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えられないと認められる物品の売却及び廃棄。（ただし法人運営に重大な影響のあるものを除く）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所属職員の事務分担の決定及び変更に関する事。</li> <li>2 所属職員の出張命令及び復命に関する事。</li> <li>3 所属職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関する事。</li> <li>4 所属職員の休暇の承認に関する事</li> <li>5 別に定めるものを除き，施設長の職務に専念する義務の免除，服務に関する諸願いの許可又は承認に関する事</li> <li>6 臨時職員（ただし，雇用期間が1年未満に限る）の任免に関する事。</li> <li>7 各種証明書の交付に関する事。</li> <li>8 物品の管理に関する事。</li> <li>9 所属職員の扶養親族の認定並びに住居手当及び通勤手当の支給についての確認及び認定並びに支給額の決定及び改定に関する事。（施設長は含まない）</li> <li>10 予算の範囲内で，次に掲げる経費に係る購入契約等に基づく支出に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員俸給，職員諸手当，賃金，法定福利費及び厚生経費の確認及び認定。</li> <li>(2) (1) 以外の科目については，1件の予定金額が100万円未満のもの</li> </ol> </li> <li>11 予算で定めた小区分の金額の流用に関する事。</li> <li>12 収入の確認，納入の通知及び債権の督促，その他収入に関し，必要な措置をとること。</li> <li>13 前各号に定めるもののほか，所掌事務のうち，定例又は軽易な事項に関する事。</li> </ol>

別表第1（つづき）

理事長専決事項	施設長専決事項
<p>8 入所者・利用者の日常の処遇に関する こと。</p> <p>9 入所者預り金に関する こと。</p> <p>10 予算に定めた中区分の金額の流用 に関する こと。</p> <p>11 予備費の充当に関する こと。</p> <p>12 施設整備及び機能を利用する事業の 受託に関する こと。</p> <p>13 寄附金品の受け入れに関する こと。 （ただし法人運営に重大な影響のある ものを除く）</p> <p>14 役員・施設長の出張命令及び復命に 関する こと。</p> <p>15 施設長の休暇の承認に関する こと。</p> <p>16 別に定めるものを除き、施設長の職 務に専念する義務の免除、服務に関す る諸願いの許可又は承認に関する こと</p> <p>17 準職員（ただし、雇用期間が1年以 上の場合）の任免に関する こと。</p> <p>18 その他法人及び施設運営に重大な影 響を及ぼさない法人の日常活動上、必 要な業務に関する こと。</p>	